長与町農業委員会臨時総会会議録

平成２６年９月１日

注：発言の内容については、その要旨を記載しております。
個人情報に関連する部分については、内容を○又は（）に置き換えています。

長与町農業委員会

平成２６年９月農業委員会臨時総会

１．日時　　平成２６年９月１日（月）午後６時００分～７時００分

２．場所　　長与町役場２階第２会議室

３．出席委員（１７名）

会長	１番　田中　稔		
職務代理者	２番　辻　末男		
委員	３番　山口　益子	４番　入江　武則	５番　白﨑　純範
	６番　河内　秀治	７番　井上　良信	８番　柳原　厚志
	９番　山本　純博	１０番　山﨑　昌美	１１番　柿本　正博
	１２番　柿本　香代	１３番　上杉　司	１４番　浅井　春千代
	１５番　松尾　義徳	１６番　柿本　尚文	

４．欠席委員　　なし

５．議事日程

第１　　議事録署名委員の指名　　４番　入江　武則　　５番　白﨑　純範

第２　　第１号議案　農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想
（長与町基本構想）改正に伴う意見聴取について

６．農業委員会事務局職員

事務局長　　松本　廣
農地・農政係長　　田中　廣幸
農地・農政係主事　中山　高宏

７．農林水産課

課　長　　濱　伸二
振興係長　　山本　公司

事務局　みなさん改めましてこんにちは。先月は丸１日お時間頂きましてありがとうございました。早速ですけれども、時間前ですが、始めさせていただきます。座って説明いたします。

長与町農業委員会総会規則第６条により在任委員で臨時総会を開催する全員出席の報告をいたします。議長並びに議事等の進行は会長よりよろしくお願いいたします。

議　長　皆さんこんにちは。大変暑い日でお疲れの中において臨時総会を開きましたところ、お集まりいただきましてありがとうございます。時間等が非常に限られておりますので、早速議事に入りたいと思います。

それでは平成２６年９月の農業委員会臨時総会を開催いたします。

まず始めに日程第１の長与町農業委員会総会規則第１８条の規定によりまして、議事録署名委員２名を指名させて頂きます。　議事録署名人、４番入江委員、５番白﨑委員を指名いたします。

次に日程第２。本日の案件は第１号議案、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（長与町基本構想）改正に伴う意見聴取について、の１件を審議していただくことになっております。

総会開催時には常に申し上げておりますが、議案等でご意見・ご質問をされる際は挙手をして番号、氏名を必ずお願いいたします。なお、発言は全て議事録として公開しておりますので、審議内容に沿ったご発言をお願いいたします。

日程第２、第１号議案　農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の改正について町長より意見聴取を求められていますので、町長に代わり担当課の農林水産課から説明を受けますが、頻繁に審議する議案ではありませんので、順を追って説明をお願いしたいと思います。では農林水産課から説明を求めます。

農林水産課　農林水産課、濱です。こんにちは、よろしくお願いいたします。本日は急遽臨時総会の開催のお願いをしたところ、皆様方には大変お忙しい中ご出席いただき、誠にありがとうございます。

さて、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想と称しまして、基本構想と言いますが、各市町の農業のあるべき姿についてそのビジョンを描き、今後の地域農政を推進する目的として定めるものとして平成２２年６月に改正しています。本来は５年毎の見直しでありますが、今年の３月の国会におきまして、農業経営基盤強化促進法の一部改正が行われ、農業施策の一環であります人・農地プランや農地中間管理事業などを盛り込んで改正を行うようになり、９月３０日までに報告を行うようになっております。これに向けて関係機関と協議を進めて参りましたが、８月の総会で打ち合わせの結果、間に合わず、急遽今回お願いするようになった次第であります。内容につきましては担当より新旧対照表などにより説明致しますので、ご意見の程よろしくお願いいたします。

では担当の山本より内容について説明をしていただきます。

農林水産課

みなさまこんばんは。私、こちらの基本構想を担当しております、農林水産課山本と申します。本日はよろしくお願いします。本日は絶好の作業日和に貴重なお時間をいただきましてありがとうございます。それでは第１号議案　農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（長与町基本構想）改正に伴う意見聴取について、ご説明をさせていただきます。座らせて説明をさせていただきます。

それではまず、左上に補足資料と書かれた１枚ものの紙をお手元にご用意いただきたいと思います。こちらの上の方に、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想とはということで、これは何なのかというのがこちらに記載されております。読み上げさせていただくと、効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立するため、農業経営基盤強化促進法第６条に基づき、各市町が自らの地域の農業のあるべき姿についてそのビジョンを描き、今後の地域農政を推進する目標として定めるもの、というふうにあります。これは農業を営む方がいらっしゃる各市町村が定めるようになっております。

この中において、一番冒頭に効率的かつ安定的な農業経営とございますが、これは同一市町における他産業従事者と均衡する。もしくはそれらに負けない位の農業経営を指します。いわゆる将来で言えば認定農業者さんを中心としました、担い手と呼ばれる方々が町の農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立していく為の指針となるものです。つまりはそういった認定農業者さんといった担い手を増やしていくためにはどうしたらよいか、それからそういった担い手の規模拡大、それから担い手が面的に担い手に農地を集積していくためにはどうやっていくのかそういったことを書いたものが基本構想になります。

その下に、基本構想には主に下記の事項が明記されています、ということで１から６まで記載がされていますが、実際に簡単に見ていただきたいと思いますので、こちらのホチキス止めの資料で縦に見るもの、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（案）と書かれたものをお手元にまずご準備頂きたいと思います。こちらは今回の改正を加えた後の（案）という形でご用意したものになりますが、こちらの方で中身を簡単に申し上げたいと思いますが、真ん中下にページ番号を振っておりますが、１枚めくった１ページ目をご覧下さい。

こちらにはまず先程から申し上げておりますように、第１ということで農業経営基盤の強化の促進に関する目標ということで、まず１つ目が、１、農業生産の現状と振興方向、それから真ん中ほどの２に農業構造の現在の実態、それからその下、３、農業経営基盤強化の促進に関する基本的な方向ということで、下の方に（１）ということで先ほどから言っている、効率的かつ安定的な農業経営の育成をするための方法や、１ページめくっていただいて２ページ目の真ん中下程に（２）地域の実情に応じた多様な担い手の位置づけ、そういったものを明確にしまして、担い手を増やしていくためにはどうすればよいかというふうなことでこちらに方向性を記載しております。申し遅れましたが、赤字で書いてある所が今回改正になる部分になります。

３ページ目の４番が、今回の改正で新たに追記した部分ですが、新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に関する取り組み事項を記載しております。また次の４ページ目をご覧いただきたいと思いますが、第２ということで、長々と書いてございますが、これは長与町において認定農業者さんを認定する時の基準表になります。各市町においてこのように効率的かつ安定的な農業経営を達成する代表的な指標をいくつか作成する必要がございい

ます。長与においては４ページ目から７ページ目にかけて果樹主体で６類型、それから野菜主体と花の主体でそれぞれ１類型、合わせて８類型を作成しております。このように代表的な営農類型を挙げておりますが、実際の認定農業者さんの認定の際には各個人さんの経営内容、それから面積が皆さん違いますので、それぞれのケースに応じて柔軟に対応しながら認定をさせていただいているというような状況になります。

次に７ページ目をお願いします。一番下の方に第３ということで農地利用集積における町としての目標や、その取り組み事項、それから次の８ページ目の下の方には、第４、農業経営基盤強化促進事業に関する事項として、この８ページ目から実際に１８ページ目にかけて記載しておりますが、こちらは実際の利用集積事業の具体的内容を記載しております。つまりは毎月の総会において農地の貸し借りについて農林水産課で受け付けたものについて農業委員会の皆さんにその妥当性について毎月審議を頂いておりますが、その具体的な手続きについて、こちらの第４の方で定めております。こちらが１８ページまで記載をされている形になります。

同じく１８ページ目の第５には農地利用集積円滑化事業に関する次に掲げる事項ということで、この事業には農林水産課所管の担い手協議会がございます。この協議会が農地利用集積円滑化団体という役目を担いまして、いわゆる農地の斡旋事業等を行うようになっておりますが、その円滑化事業に関する取り組みの方針そういったものが記載をされております。

以上説明をしたわけですが、各市町で策定をされている基本構想にはこのように担い手と呼ばれる方々の育成方針だったり、農地の利用集積に関する事項が記載をされている、そういったものがこの基本構想というものになります。

１枚ものの補足資料というものに戻っていただいてよろしいでしょうか。真ん中下ほどにこの「基本構想」を策定・改正する場合は、農業経営基盤強化促進法施行規則第２条において、農業委員会及び農業協同組合へ意見を伺うように定められています。その下に条文を載せておりますが、施行規則第２条において、市町村が法第６条第１項の規定により基本構想を定めようとするときは、当該市町村の長は、農業委員会及び農業協同組合の意見を聴かなければならないとされております。そういうわけで今回、農業経営基盤強化促進法が改正されたことにより基本構想を定めている全ての市町村が本年９月末までに基本構想の改正が必要になり、併せてこの施行規則によりまして、皆さんに意見を聴く必要があるということになります。

それでは何故改正が必要になったかということで裏面を見ていただくと、主な改正点ということで３点挙げております。まず１つ目ですが、新規就農者に関する事項でございます。新規就農者として認定をされますと、条件を満たせば青年就農給付金に代表するような新規就農者向けの国や県の事業に取り組むことが出来ますが、正式に新規就農者として認定をする認定の主体が法律上、都道府県から市町村に移管されたことになります。その事業移管に伴いまして「青年等が目標とすべき農業経営の指標」を追記し、併せて青年等の就農促進に関する基本的な考え方、それから就農支援策についても追記しなくてはならなくなったことがあります。２点目が皆さん先週の総会の前に県の農業振興公社の方から農地中間管理事業の説明を受けられたと聞いておりますが、その農地中間管理事業が始まったことによりまして、農地利用集積への取組事項を変更しなければならなくなったこと。それから３点目とし

ましては、こちらは法律改正に伴うものではありませんが、認定農業者さんの代表的な営農類型の指標について現実にそぐわない面がございましたので、今回併せて改正をさせていただきたいと考えております。以上３点が主な改正点となります。

それでは今の改正点の具体的な内容を見ていただきたいと思いますが、横に見る分で綴じてある新旧対照表をお手元にご用意いただきたいと思います。こちらも真ん中下ほどにページを打っておりますが、１ページ目をご覧下さい。真ん中で分けて向かって左側が改正後、向かって右側が改正前の現行となっております。それぞれ赤字で記載している箇所が変更箇所となります。まず１ページ目、第１、農業経営基盤の強化の促進に関する目標の１、農業生産の現状と振興方向において真ん中程の「今後は」以降の所について、都市近郊の立地や果樹産地の歴史等を生かした産地の体質強化のため、かんきつ・びわ・いちじく等の生産活動及び販売体制を強化するとともに高品質果実生産を推進する、経営体としては、果樹、施設野菜、花き、肥育牛等の単一経営を主体に、水稲、露地野菜等を組み合わせた複合経営を育成する。というふうに変更しております。その下の方の右側の現行の、２、農業構造の実態と新規就農の動向についてですが、この新規就農の動向については、第１－４、　新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成ということで新設をしておりますので、そちらにまとめて記載をすることにしております。

２ページ目をご覧下さい。上のページですが、３、農業経営基盤強化の促進に関する基本的な方向においてまず真ん中程に県の指標名の変更として、「長崎県農業振興地域整備基本方針」及び「長崎県農政ビジョン」の名称変更として、「ながさき農林業・農山村活性化計画」に変更しております。中ほど下の（１）効率的かつ安定的な農業経営の育成において、第１表がございます。この効率的かつ安定的な農業経営の年間農業所得及び年間労働時間の目標の所で、こちらは認定農業者さんの目標になりますが、こちらは表の記載方法を変えただけで中の数字は変えておりませんが、農業所得につきまして、主たる従事者１人当たりが４００万円、補助従事者分が１８０万円、合わせて１経営体当たり５８０万円。それから主たる従事者１人あたりの年間労働時間が、概ね２，０００時間ということで記載しております。その下に特例として、目標に至らなくても５年間の計画を立て、意欲が認められるものは担い手として支援を行っていくものとする、と記載をしております。

次にその下のページ、３ページ目の真ん中ほどに集落営農や法人化について記載をしておりましたが、こちらについては（２）の地域の実情に応じた多様な担い手の位置づけにおいて同様のことが書かれておりましたので、こちらの文言は削除し、加えて下の方になお書きで　農業経営改善計画、認定農業者さんの計画書、その有効期間の中間年（３年目）及び満了年（５年目）を迎える認定農業者さんに対しては、その経営のさらなる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と検証を行い、適格な指導・助言と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う、ということを追記するように指導があっております。

次の４ページ目の現行の方には、第２条ということで農業経営基盤強化に係る主な事業・制度名をそれぞれ挙げておりましたが、こちらについては削除しております。

続きまして下の５ページ目、第１の中に先ほど主な改正点の１点目で挙げておりましたが、こちらが新設になっております。読み上げをさせていただきたいと思いますが、４、新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成になります。本町の平成１６年から平成２５年の新規就農者数は１７名と少ない状況である。しかし、従来からの基幹作物であるみか

んの産地としての生産量に維持を図っていくためには、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

（１）新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標ということで、本庁の優良な農業経営の事例を踏まえながら、地域の他産業従事者と均衡する年間総労働時間（主たる従事者１人あたり概ね２，０００時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から５年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（３に示す効率的かつ安定的な農業経営の１経営体あたり年間農業所得の５割以上）を目標とする、と書いてありますが、この３の目標というのが先ほど説明した１経営体あたり５８０万という指標になります。ですので青年については、これは県に準じて作っておりますが、年間農業所得の５割以上ということで、５８０万円の２分の１で、１経営体あたり２９０万円以上の計画であれば新規就農者として認定するというように記載をしております。

（２）新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組ということで、新たに農業経営を営もうとする青年等を確保・育成していくためには就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが必要である。そのため、就農希望者に対して長与町農業支援センターが窓口となり支援を行う。具体的には、農地については農業委員会さんや農地中間管理機構による紹介、技術・経営面については県央振興局やＪＡの技術員が重点的な指導を行うなど、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成して、ゆくゆくは認定農業者へと誘導していく、としております。

次の６ページ目をご覧下さい。こちらが法律改正によるものではないということですけれども、第２ということで、認定農業者さんを認定する際の指標となる代表的な営農類型を示した表になりますが、現実にそぐわない面があると言いましたが、向かって右側の現行の方の個別経営体の左から３番目、生産方式というのがございます。生産方式の下、資本装備の所にＳＳ、スピードスプレヤーと書いてますが、８経営体あるんですけれども、全てＳＳが入っています。ＳＳが無い人ももちろんいらっしゃるので、これは現実にそぐわないということになっておりますので、今回全体的に見直しを行っております。向かって左側の改正後の営農類型を見ていただきたいと思いますが、全部で８つの類型を考えております。まず６ページ目から、個別経営体の１番目としてまず果樹（１）ということで露地のＳＳを持っていらっしゃる方を想定しております。本人を含めた家族労働力が３人、極早生のＳＳが４０アール、全部アール規模です。単位はアールです。早生ＳＳが７０、させぼが８０、普通が８０、不知火が４０、動噴防除についてが極早生が１０、普通が２０、訂正をお願いしたいのですが、不知火と動噴防除になりますこちらが１０、合わせて経営面積、ＳＳを持っておられる方なので３５０ａというふうな営農類型を考えております。こちらの（１）はみかんのみの方ですね。

下の７ページ目の果樹の（２）、これがＳＳを持ってらっしゃる方が施設と露地の野菜を含めた複合経営をなさっている方の類型です。家族労働力が３人。極早生のＳＳが４０、早生が７０、普通が１００、不知火中晩柑が４０、それから極早生、動噴が１０、普通が５０、それにプラス施設野菜の直売所向けが５００㎡のハウス、露地野菜が１５ａ、合わせて３３０ａの営農類型になります。その下、果樹（３）こちらがＳＳは持ってない人です。動噴のみの人です。極早生動噴が４０、早生が４０、させぼが２０、普通が１００、中晩柑が４０、こちらはみかんのみの経営になります。経営面積が２４０ａ。

８ページ目になりますが、果樹の（４）ということで、露地の動噴主体の方が野菜も複合的に取り組んでいらっしゃる場合です。極早生の動噴で４０、早生で４０、普通で１００、中晩柑で４０、露地野菜で２０、合わせて経営面積２４０ａです。今までが露地のみかん主体の方です。果樹の（５）と書いてあるのが人数的には少ないのですが、ハウスみかんの無加温主体の方です。それプラス露地の動噴防除を持っていらっしゃる方、家族労働力が３人。内訳としてはハウスみかんの無加温が３０、極早生の動噴が２０、させぼ動噴が２０、普通の動噴防除が５０、中晩柑が４０、合わせて１６０ａの経営規模です。

その下の９ページ目、こちらも少なくはありますが、果樹の（６）としてハウスの中晩柑の無加温主体の方です。こちらも家族労働力３人です。内訳としてハウスの不知火１０、せとかが１０、ハウスのいちじくが１０、合わせて極早生の動噴が３０、早生が３０、させぼが５０、普通が８０、合わせて経営規模としては２２０ａになります。

ページめくっていただいて１０ページ目になりますが、今までの（１）から（６）までが果樹で６形態になります。この１０ページ目が野菜を主体とする方です。野菜プラス果樹を持ってらっしゃる方、こちらは家族労働力２人で計算しております。内訳としては施設野菜の無加温のスーパー、直売所向けが３０ａ、露地野菜が７０ａ、早生の動噴が４０、普通の動噴が１０、中晩柑の動噴が１０、合わせて経営規模としては１６０ａとなります。

その下の１１ページ目が最後の営農類型ですが、こちらも２人位しかいらっしゃらないのですが、花と野菜の組み合わせです。施設のキクと野菜を想定しておりまして、家族労働力が３人。内容としては秋ギクの１２月と４月出荷型が３５ａ、夏秋ギクの８月出荷型が３５ａ、それプラス露地野菜で１０、施設のミニトマト園芸が２ａ、合わせて４７ａということで、以上８つの類型を示しております。単収や市場単価、そういったものは県の基準表に基づいて概ね１経営体あたりの農業所得が６００万を超えるような営農類型で計算をしておりますので、少し面積的には大きいと思われるかもしれません。

この８名とも実際に現在長与で認定をしている方々を想定しまして、それぞれの認定を策定してあります。ただ、先ほども申し上げましたように、こちらはあくまでも代表的な事例を挙げているだけで、実際の認定に伴う個人面談の際は、皆さんそれぞれ各品種の面積も違いますし、単収も違い、また面積的に足りないと思われる方々もいらっしゃいますが、その時々に応じて５年後の目標を立てられて意欲があると言われるような方々は認定農業者として認定をさせていただいておりますし、今後もその方針で参りたいと思っております。

その下に第２の２ということで、新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標が、こちらが県から業務移管された新規就農者を認定する際の町の代表的な営農類型を示すというところになりますが、こちらの最後の方に書いてございますように、本庁における主要な営農類型については、第２の基本的指標を参考とするとしております。つまり本来であれば、上の認定農業者さんと同様に新規就農者についても同じように代表的な指標を示す必要がありますが、先程の所得目標の所で新規就農者について認定農業者の約半分、２９０万ということで説明をさせていただきましたが、新規就農者の方から提出された計画書において、こちらの上の方に記載されている認定農業者の営農類型の示す面積あたりを参考にさせていただきながら、その半分以上の面積を有していれば認定をしていくということにしております。なので、新たに新規就農者用に営農類型は設けていないということです。これについては県の業務方針もそうなっていますし、県内各市町の基本構想も同

様に作らないというふうに聞いております。

続きまして次の１２ページ目の所で、第３の効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標ということで、ここに表がございますが、これは担い手の方々が経営する面積を町内の全農地の何割に持っていくかという目標を示しております。向かって右側の改正前が７３％、左側の改正後を８０％としております。また、長崎県が各市町に指示している目標の数値は９０％ということになっております。２割から３割位しかいない担い手と呼ばれるような方々に全農地の国の目標で８０％、長崎の目標で９０％を持っていくというのはかなり非現実的な目標数値であります。国は施策として担い手が面的に広く営農出来るように担い手の利用集積を推進している所でこの前説明を受けた農地中間管理事業の創設であったり、あるいは農外の企業を農業に次々に参入をさせるといったような方向であらゆる法律を改正しているのがそれを示しているものになります。米、麦、大豆の土地利用型の作物であれば東北北海道のような地帯であれば可能かもしれませんが、長崎のような、例えば長与町のような傾斜地でそんな担い手に８割も９割も持っていくというような目標は土台無理な話だということで考えております。実際には現在の町内の認定農業者さんの経営面積は大体全農地の２割後半くらいだと思っております。そういった状況もありますし、うちの場合は高齢農家でありながら、一生懸命小さな面積でも維持して出荷をされていらっしゃる、そういった農家の方々も守っていかなければいけない、そういったことで施策として考えておりますので、この７３にしても８０にしても９０にしても土台無理な話ではあるんですけれども、一応国の目標である８０％ということで記載をさせていただいております。県は各市町、９０％で書くようにというふうに言っておりますが、一応８０で出すようにしたいと思っております。

これ以降については中間管理事業への文言の変更ですとか、法律の名称変更、それから言い回しの多少の変更がございまして、１５ページ目をご覧下さい。第４の中の２ということで、県の農業振興公社が農地保有合理化事業というものを行っておりましたが、その事業が廃止をされまして農地中間管理事業に切り替わったため、こちらは削除します。それからその下の３、農地利用集積円滑化事業の実施の促進に関する事項、これは後程の第５の所において整理をさせていただいております。

それと１６ページ目の一番下になります。こちらが新規就農者に対する取り組みで新設になりますので少し長いですけれども読みます。５、新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に関する事項ということで、第１に加える目標、長期的かつ計画的に達成していくため、関係機関・団体との連携のもと、次の取組を重点的に推進する。

（１）新たに経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組。町は、支援センターが窓口となり、県の就農相談センターや振興局、ＪＡなどと連携しながら、就農相談会を定期的に開催し、就農希望者に対し、ニーズに応じた研修先や、農業委員さんや農地中間管理機構を利用した農地の取得等、就農に向けた情報の提供を行う。

（２）新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組ですが、就農後間もない青年等については、個別巡回等により、栽培技術や経営ノウハウの習得などフォローアップを行うことにより、営農定着を支援する。また、新規就農者が地域内で孤立することがないよう、人・農地プランの作成・見直しの話し合いを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。併せて、青年等が就農する地域の人・農地プランとの整合性に留

意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、青年就農給付金や青年等就農資金、その他国や県等による新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、計画書の達成が見込まれるものについては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。推進体制として、情報提供、栽培技術や経営ノウハウの習得、フォローアップ等については、町の支援センター、県の支援センター、振興局、ＪＡ、農業委員会さん、農地中間管理機構等と緊密に連携して進めていくというふうにしております。

最後、１９ページ目をお願いします。第５の円滑化団体のことにつきまして、３の中でこちら円滑化団体と中間管理事業の連携ということで新設になっておりますが、この連携の考え方ということで農地中間管理事業は担い手への農地集積と集約化を加速させるため、個人間の農用地の権利移動に介在し、これを補完・調整する機能を有するものであるため、農地利用集積円滑化団体と農地中間管理機構は相互の密接な連携のもとに、これらの事業を行うものとする。というふうにしております。

以上主な改正点を説明申し上げました。これらの改正を織り込んだものが最初に見てもらった、基本構想（案）という形になります。初めてお聞きする内容であったと思いますし、説明が不十分だったとは思いますが、以上説明を終わらせて頂きますのでご審議をお願いしたいと思います。

議　長　　大変詳細な説明でしたが、皆さん、ご意見・ご質問等があられたらここでお願いいたします。

５　番　　５番の白﨑です。１ページの基本構想の改正の中で、果樹、施設野菜、花き、肥育牛とあり、肥育牛の単一経営をしたいと書いてありますが、長与には肥育牛経営者は１人いらっしゃる。しかし私は農協の立場でいけば肥育牛の経営は非常に難しい。今でも農協管内で肥育牛を飼育される方については危機的な状況の方もたくさんいらっしゃいますし、特に五島牛の値上がり、餌の値上がり、それと一番問題は堆肥の堆積といいますか、そういうような状況で非常に経営的にきつい状態で、これを長与町で肥育牛の飼育を図るというのはちょっと問題があるのではないかというふうに思っておりますので、提案をしておきます。

それと果樹関係で、びわというのがありますけど、今の長与町のびわというのは減っています。おそらく２件位かと思いますので、それも安定生産につながらないということで、びわについてはかなり農家自体ももう辞めようという人がほとんどです。これを振興計画の中に入れるのはおかしいのではないか。それよりも果樹であれば、今はぶどうとか梨とかいうのが直売所向けに増えておりますので、そういったものを種類別には置き換えた方がいいのではないかというふうに思います。以上です。

農林水産課　　確かにご指摘されるとは思っておりました。おっしゃられるようにこちらにつきましてはご意見を頂いた内容通りに、まず体質強化のため、柑橘、ぶどう、梨、いちじくに変更をさ

せていただきたいと、果樹を中心に入れていきたいと考えています。また、こちら最後の方、施設野菜、花き、その横の肥育牛については削除をさせていただきたいと考えています。確かに肥育も出してあるので、そういったものを主体としながら複合経営をどんどん推進していくということが言いたかったのですが、肥育牛については削除をさせていただきたいと思います。

議　長　　他にご質問ありませんか。
ただ今白﨑委員から質問があっただけですけど、他の委員さん方から何でも結構です。ご意見・ご質問が無いようですが、何でも結構です。

５　番　　せっかくですのでもう１件だけよろしいでしょうか。今の長与町の農産物の販売状況を見ると、みかんの販売高が選果場を通しても６億位。それと野菜、花含めて長与で生産される農産物、野菜、花の売上が私の予想ですけれども、じげもんで２億ありますので、まんてんと他に農家は量販店にかなり流れておりますので、３億以上の売り上げがあっております。これはずっと今伸びています。そういうことであればやはり今後は果樹と、施設露地含めての野菜というのが今後の振興策として伸びていくのではないかというように思いますので、この内容からいうとほとんど果樹中心の経営の促進という形になっていますけれども、私は今後は果樹みかんプラス野菜の複合というのが中心になってくるし、それが今から非常に安定をしてくるのではないかという気もいたしますので、今後はそういった方向付けで進めてもらえばいいのではないかということです。以上です。

議　長　　ただ今の白﨑委員からのご質問に対して事務局から何か説明他に答弁があったらして頂きたい。

農林水産課　　最初の白﨑委員さんからの指摘にあったところでも、水稲とか野菜等を組み合わせた複合経営を育成するという目的でこちらは記載しておりますし、もちろん今言われたような方向で推進をしていくつもりですし、この新旧対照表でいえば６ページ目からの営農類型、こちらにつきましてもＳＳ等の道具持っていらっしゃる方それぞれに、みかん主体だけなのか野菜も含めた経営にしていくのかということを追記しております。また、この営農類型を作るにあたって、これは基準表に基づいて経費がいくらかかって、販売料がいくらで飼料単価がいくらでということで計算をしていくのですが、みかん等については品目が限定されていて分かりやすいのですが、この資料を作るにあたっては、例えば直売所向けであればいろんな品目をそれぞれ皆さん作られていらっしゃるので、品目について一反当たりの重さも違いますし、１袋あたりの値段も違う、経費も全然違うということで、１０ページ目に野菜主体型で書いておりますが、これも概算の数字です。例えば直売所向けの野菜になりますけれども、施設野菜については、概算で単収が７５０kgを年に３回回す計算で、露地は逆に単収７５０

kgを年に２回回すとかいう形で計算をしておりますので、なかなか営農類型を作るにあたっては難しい面があります。特に施設野菜でもトマトと小松菜では全然重さも違いますし、露地野菜でいえばじゃがいもとか玉ねぎとかブロッコリーとかそういった重い作物になるのでもう少し単収の販売量の重さを増やしても良かったかと思うのですが、なかなか営農類型を作るときには野菜を含めるのが難しいというのがございまして、野菜についてはより細かな営農類型は作っていないのですが、今白﨑委員がおっしゃられたように野菜も含めた複合経営を推進はしていくということで事務局としても考えております。以上です。

議　長　　ほとんどの類型には露地野菜、直売所向けの野菜等の作付が計画されておりますので、そういうことでご理解をいただければと思っております。皆さん他にご意見・ご質問ございませんか。ただ今白﨑委員から出ましたご意見等は付け加えるように事務局にはお願いをしておきます。

では意見等はないようですので、なしということでよろしいですか。

【はいの声あり】

議　長　　それではご意見、白﨑委員の２件だけで提出をしたいと思います。
これをもちまして意見聴取を終了いたします。

お渡ししました意見書をもう一度見て頂きながら確認しますけれども、１、同意する、２、農業振興上支障ありということで、同意をするということで決定をいたします。また、白﨑委員さんからのお話があった分の２点については、意見として農林水産課の方にお出しするという手順でよろしいでしょうか。

【はいの声あり】

議　長　　以上で臨時総会を終了いたします。農林水産課の職員さん大変お疲れさまでした。